主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小脇芳一、同江村高行、同河合信義の上告趣意は、原判決における単なる 法令適用の遺脱を主張するもので刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査して も、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年八月二日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官